

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 2 号

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 （略） （1）・（2）（略） <u>（3）都市計画法（昭和43年法律第100号）</u> <u>第32条の規定による開発行為の許可の申請に係る協議等に関すること。</u>	（浄水場長、水道事業所長及び水道センター所長への事務の委任） 第 2 条 （略） 2 （略） 3 （略） （1）・（2）（略）

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。